

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月15日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社マルマン코리아 (Marumankorea Co., Ltd.)
【届出者の住所又は所在地】	大韓民国ソウル特別市江南区永東大路511 トレードタワー34階(三成洞)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	日比谷中田法律事務所 弁護士 森 幹晴
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル22階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル22階
【電話番号】	03 - 5532 - 3100
【事務連絡者氏名】	弁護士 井上 俊介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」又は「マルマン코리아」とは、株式会社マルマン코리아 (Marumankorea Co., Ltd.) をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」又は「マルマン」とは、マルマン株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

マルマン株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、平成15年4月に対象者とコスモグループ（韓国に本拠地を置く、化学及び新素材のメーカーにて構成される企業グループ）との合弁会社として大韓民国（以下「韓国」といいます。）ソウル特別市に設立され、本書提出日現在、公開買付者は対象者の韓国の総代理店として、主として韓国国内において対象者製品（ゴルフ関連用品）を独占的に販売しており、対象者にとっての最大の販売先に当たります。

公開買付者は、平成30年2月14日、公開買付者の発行済株式の全てを所有する韓国の「資本市場と金融投資業に関する法律（資本市場法）」に基づき設立された投資目的会社であるモーツァルト アドバイザーズ コリア リミテッド（Mozart Advisors Korea Limited. 所在地：韓国ソウル特別市、理事（注1）：金在昱（キム・ジェイウク）、以下「MAK」といい、MAKと公開買付者を総称して「公開買付者ら」といいます。）の保有分を含めて対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の過半数を取得し対象者の株主構成の安定化を図ることを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者株式に対する本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式3,327,200株（所有割合（注2）：19.31%）を所有する対象者の筆頭株主であり、また、MAKは、対象者株式2,294,200株（所有割合：13.32%）を所有する対象者の第三位株主であり、公開買付者らの合計で対象者株式5,621,400株（所有割合：32.63%）を所有しております。

本公開買付けは、対象者株式の上場維持を前提としているものの、対象者の代表取締役社長である金在昱（キム・ジェイウク）氏及び同取締役である金錫根（キム・ソクコン）氏が、共に公開買付者の代表理事を兼務していることから、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）に該当します。両氏は、本公開買付けにより安定的な経営基盤を確立した後も、継続して対象者の経営に当たることを予定しております。

（注1） 本書中の韓国法人における「理事」「代表理事」「社外理事」「監事」「理事会」の用語は、日本の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）における「取締役」「代表取締役」「社外取締役」「監査役」「取締役会」にそれぞれ相当します。以下同じ。

（注2） 「所有割合」とは、対象者が平成30年2月14日に提出した第19期第1四半期報告書（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された平成29年12月31日現在の対象者株式の発行済株式総数（17,228,201株）から、対象者が平成30年2月14日に公表した平成30年9月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者四半期決算短信」といいます。）に記載された平成29年12月31日現在の対象者が所有する自己株式（425株）を控除した株式数（17,227,776株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、所有割合の計算において同じです。

（注3） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）をいいます。

公開買付者は、公開買付者らが対象者株式の過半数を取得し対象者の株主構成の安定化を図ることを目的としつつ、他方で対象者の従業員の士気や取引先からの信用を維持することなど上場会社であることの意義をも考慮して、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であるために買付け等を行った後における公開買付者らの対象者株式の所有割合が51.00%となるよう、買付予定数の上限を3,165,000株（注4）と設定しております。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（3,165,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。なお、公開買付者は、本公開買付けの実施に当たり、特定の株主との間で本公開買付けへの応募に関する契約は締結しておりません。他方、公開買付者は、仮に応募株券等の総数が買付予定数に満たなかったとしても、可能な限り買付予定数に近い対象者株式を取得することが、事業や組織の再編等、公開買付者との連携強化に向けた対象者に対する影響力の向上に繋がるものと考え、本公開買付けにおいては買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注4) 対象者四半期報告書に記載された平成29年12月31日現在の発行済株式総数17,228,201株から対象者四半期決算短信に記載された平成29年12月31日現在の対象者が所有する自己株式(425株)を控除した株式数(17,227,776株)の51.00%に相当する株式数(8,786,000株。千株未満を四捨五入)に、公開買付者が本書提出日現在所有する対象者株式の数(5,621,400株)を控除して得られた株式数(3,165,000株。千株未満を四捨五入)となります。

対象者が平成30年2月14日に公表した「Marumankorea Co., Ltd.(マルマンコリアカンパニーリミテッド)による当社株券に対する公開買付けの実施及びこれに対する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成30年2月14日開催の対象者取締役会において、対象者取締役6名のうち、社外取締役2名を含む対象者の取締役3名が出席し、出席した取締役の全員一致で、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
本公開買付けの目的及び背景

公開買付者は、平成15年4月に対象者とコスモグループとの合併会社として韓国ソウル特別市に設立され、本書提出日現在、公開買付者は対象者の韓国の総代理店として、主として韓国国内において対象者製品(ゴルフ関連用品)を独占的に販売しており、対象者にとっての最大の販売先に当たります。公開買付者は、平成29年3月31日を期末とする会計年度(事業年度第15期)において売上高約36,869百万ウォン、営業利益約3,119百万ウォン、資本総計約10,469百万ウォン(それぞれ約3,686百万円、約311百万円、約1,046百万円)、平成29年9月30日を期末とする会計年度(事業年度第16期。決算期を3月末から9月末に変更しており、同会計年度は6ヶ月間の変則決算となります。)において売上高約19,641百万ウォン、営業利益約2,656百万ウォン、資本総計約5,832百万ウォン(それぞれ約1,964百万円、約265百万円、約583百万円)を計上しております(注5)。公開買付者の業績の詳細につきましては、下記「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」の「(2) 経理の状況」をご参照ください。

(注5) 韓国ウォンから日本円への換算は、事業年度第15期は平成29年3月31日現在の株式会社みずほ銀行の為替レートの仲値である1ウォン=0.10円で、事業年度第16期は平成29年9月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の為替レートの仲値である1ウォン=0.10円で行われており、百万円未満を切り捨てております。

公開買付者は、対象者とコスモグループの合併会社として設立された後、対象者グループの経営資源のより効率的な活用を目的として、平成26年3月に、対象者が所有する公開買付者株式(2,452,748株、議決権割合:40.0%)の一部(1,839,561株、議決権割合:30.0%)がコスモグループの系列会社である株式会社コスモ化学(Cosmo Chemical Co., Ltd.)へ譲渡され(対象者の持分法適用関連会社から除外)、また、平成26年4月に、対象者が所有する公開買付者株式(613,187株、議決権割合:10.0%)の全部が当時の対象者の取締役会長でありコスモグループの代表である許京秀氏(以下「許氏」といいます。)へ譲渡されてコスモグループの系列会社となりました。そして、対象者が平成28年8月10日付で公表した「第三者割当(デット・エクイティ・スワップ)による新株式の発行、並びに主要株主である筆頭株主、親会社以外の支配株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、公開買付者は、平成28年8月に、公開買付者と対象者の関係強化並びに対象者グループの有利子負債の圧縮及び資本の増強による財務体質の強化を目的として、対象者に対する貸付債権を現物出資(デット・エクイティ・スワップ)することによる第三者割当増資を引き受けて対象者株式3,327,200株(現在の所有割合にして19.31%)を取得しました。その後、対象者が平成29年6月30日付で公表した「株式の売出し並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」(以下「対象者株式売出しプレスリリース」といいます。)のとおり、公開買付者の全ての発行済株式は、MAKが、平成29年6月30日に、許氏及びコスモグループの1社である株式会社コスモ化学(Cosmo Chemical Co., Ltd.)から取得しました。また、MAKは、平成29年7月7日に、許氏から対象者株式1,604,200株(所有割合:9.31%)、許氏が代表を務め本書提出日現在も対象者の主要株主である株式会社COSMO & Companyからその所有する対象者株式の一部である690,000株(所有割合:4.01%。許氏の所有分との合計で2,294,200株(所有割合:13.32%))となります。)を取得しました。なお、MAKによる公開買付者株式及び対象者株式の取得は、当該取得後の()日本と韓国のマーケットに最適化したチャネル戦略と高級品志向の顧客への対応戦略、()価格帯の異なる複数の製品ブランドを合理化して、ハイエンドブランドに準ずる価格帯の「準プレミアム」ブランドにおける新製品の開発及び販売、()新規OEM業者(Original Equipment Manufacturingの略称で、対象者ブランドの製品を受託製造する企業等)をいいます。)とのパートナーシップの確保によるロイヤルティ収益の創出、()中華圏及び東南アジア市場への積極

的な進出による海外成長等、多様な戦略を展開することにより、プレミアムブランドである「マジスティ」のマーケットシェアを上げ、対象者の本質的な成長を目指していくことを企図しております。

MAKは、Orchestra Private Equity 第1号私募投資資会社（所在地：韓国ソウル特別市、以下「OPE1」といいます。）が平成29年6月9日、韓国ソウル特別市に設立した特別目的会社（SPC）であります。OPE1は、投資業を営み日韓を中心としたバイアウトプライベートエクイティファンドを目指すオーケストラアドバイザーズ コリア リミテッド（Orchestra Advisors Korea Limited。所在地：韓国ソウル特別市、代表理事：金在昱（キム・ジェイウク）、以下「OAK」といい、OAK、OPE1、MAK及び公開買付者を総称して「OPEグループ」といいます。）が、対象者と公開買付者への投資と両社の株式価値の向上によりリターンを創出することを目的として設立したプライベートエクイティファンドであり、韓国の銀行、証券会社等を中心に複数の企業から投資を受けております。なお、OAKは、国境を越えて行う取引（いわゆるクロスボーダー取引）での事業拡大が相互に容易な日本と韓国の中堅企業を主要投資対象としており、公開買付者及び対象者への投資は、OAKが主要投資対象とする高い潜在成長力を有する日本と韓国の中堅企業という点で最適の投資機会と判断しております。また、公開買付者及び対象者を含むOPEグループ各社の代表者である金在昱（キム・ジェイウク）氏は、これまで、The Riverside Company（米国）においてAsia Private Equity Fund代表及びPineBridge Investments（米国）においてAsia Private Equity Fund代表を務め、過去に日本、韓国及びオーストラリアで複数の買収案件に関与し、また、経営コンサルタントとして、Bain & Company Japan及びThe Boston Consulting Group Japanにおいて東京、ソウル、ボストン及びトロントの各オフィスで執務した経験を有しております。金在昱（キム・ジェイウク）氏は、業務運営に関する経験を活かし、複数の投資先企業で経営に参画し、業績重視の報奨制度の導入、業務効率の改善を通じたキャッシュ・フローの創出、並びに販売合理化及び地域進出を通じた売上増加を行った経験を有しております。

他方、対象者は、昭和25年2月創業の株式会社マルマンを前身とし、平成13年5月、株式会社アハト建築設計事務所（昭和53年9月設立）が同社から営業譲渡を受けると同時に株式会社マルマンコーポレーションに商号変更したもので、平成13年5月に（旧）マルマンゴルフ株式会社から営業譲渡を受けたホウルハート通商株式会社（同社は同月に（新）マルマンゴルフ株式会社に商号変更）を、平成15年2月に吸収合併するとともにマルマン株式会社に商号変更し、平成17年7月に当時の大阪証券取引所ヘラクレス市場（現JASDAQ）に上場したとのことです。本書提出日現在、対象者グループは、対象者、連結子会社3社及び持分法適用関連会社1社により構成されており、「健康」をキーワードとして、ゴルフクラブ・キャディバッグ等のゴルフ用品、禁煙パイポ等の禁煙関連商品、各種サプリメント等の健康食品、その他の健康関連商品の企画・開発・製造・販売及び輸出入の事業を行っており、（ ）ゴルフ事業では、対象者が開発・製造した製品（ゴルフクラブやゴルフ用品等）を日本国内市場での販売と子会社・関連会社及び提携代理店を通じた海外市場での販売を、（ ）健康食品関連事業では、健康食品（サプリメント）、禁煙関連商品、音波振動歯ブラシ及び健康機器等を主に日本国内市場で販売しているとのことです。

対象者グループは、平成28年10月1日乃至平成29年9月30日に係る連結会計年度（以下「前連結会計年度」といいます。）においてゴルフ場を運営する連結子会社を平成28年12月15日付で譲渡しゴルフ場運営事業から撤退したことによりゴルフ場運営事業の売上が減少した一方で、平成28年10月に、主力でハイエンドブランドのマジスティ プレステジオシリーズからドライバー、フェアウェイウッド、ユーティリティ、アイアンまでのフルラインナップで展開する新商品「マジスティ プレステジオ ナイン」を発売して売上増加に大きく貢献したとのことです。また、フェアウェイウッドで好評を得てきているシャトルブランドより新たにドライバーからフェアウェイウッド、ユーティリティ、アイアンまでのフルラインナップで展開する新商品「シャトル NX1」を平成29年3月に発売し、店頭設置の拡大に努めたこと、最大の輸出先である韓国から「マジスティ プレステジオ ナイン」を中心としたマジスティブランドの海外専用モデルの受注が安定して続いたこと、更に、健康食品関連事業においては、禁煙ブームの高まりと喫煙に対する規制の強化から電子パイポ等の禁煙関連商品の売上が好調に推移したこと等によって、全体として売上が増加したとのことです。損益面においては、たな卸資産の評価基準を見直したこと等により売上原価が増加したとのことです。その一方で、ゴルフ場運営子会社の株式譲渡に伴い売却益が発生したとのことです。この結果、対象者グループの前連結会計年度の業績は、売上が6,888百万円（前期比5.9%増）、営業利益が187百万円（前期比4.9%減）、経常利益が130百万円（前期比70.8%増）、また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては284百万円（前期比280.1%増）となったとのことです。

しかしながら、対象者グループは、前連結会計年度に係る連結貸借対照表上で利益剰余金がマイナス約1,008百万円と財務体質の改善が必要な状況にあるとともに、ゴルフ用品業界は、日本国内においてスポーツ・レジャーの多様化が進む中、ゴルファー数の減少傾向が見られ、市場規模はマイナス基調となっている等、対象者を取り巻く経営環境は厳しく、販売需要の創出や海外市場の開拓等の様々な経営課題に対処する必要がある状況にあり、また、健康食品業界は、高齢者人口の増加と消費者の健康志向から潜在的需要は依然高いものの、市場への新規参入の増加と販売ルートの多角化により市場での競争はますます厳しくなるものと予想され、対象者グ

ループは、大手企業の圧倒的なマーケティング力に対し、特長のある商品開発と販路の拡大が課題となっているとのことです。

上述のとおり、M A Kが平成29年7月7日で直接及び間接に対象者株式5,621,400株（所有割合：32.63%）を取得した後、対象者では、平成29年10月10日に開催された対象者の臨時株主総会において、O P Eグループから派遣された金在昱（キム・ジェイウク）氏及び呉洪在（オ・ホンジェ）氏を含む3名の新任取締役が選任されるとともに、金在昱（キム・ジェイウク）氏が同日開催された対象者取締役会において代表取締役社長に選任されたとのことです。その後、対象者は、対象者の企業価値の向上策として、有能な人材の確保、対象者の完全子会社であるマルマン中国への投資、工場設備への投資、営業インセンティブの導入、E R P（Enterprise Resource Planning：企業経営の基本となる資源要素（ヒト・モノ・カネ・情報）を適切に分配し有効活用する計画）の導入によるITシステムのアップグレード、健康食品関連事業の「美容ビジネス」（プリアブランド）の推進、ゴルフ事業のマーケティング強化、新オフィスへの移転へ向けた投資に着手しておりますが、本公開買付け後は、これらの施策をより推進させていくことを考えているとのことです。

このような状況を踏まえ、対象者グループは、マーケティング戦略の強化を実施し、これに伴う営業体制の抜本的な見直しを行うとともに従業員の高齢化に伴う年齢構成の是正を図り、商品開発体制の強化を行っていくことを目的とする経営改革を実施することとしたとのことです。その一環として、()営業体制の抜本的な見直し策として、ゴルフ事業の営業人員の見直し（削減）、マーケティング部門の人員強化、組織体制の変更等を、()年齢構成の是正策として、対象者が平成29年11月10日付で公表した「早期退職支援プログラムの実施に関するお知らせ」及び同年12月5日付で公表した「早期退職支援プログラム実施の結果に関するお知らせ」によれば、対象者は、対象者を取り巻く厳しい事業環境を踏まえた全社的な効率化の実施、営業体制の見直しといった経営改革の推進のため、従業員の早期退職支援プログラムを実施し、また、商品開発体制の強化策として、ブランドの一層の強化を図るため、開発人員の強化と研究機器等の設備投資を計画しているとのことです。このように、対象者グループでは、営業体制の抜本的な見直しを行うとともに従業員の高齢化に伴う年齢構成の是正を図り、商品開発体制の強化を行っていくことを目的とする一連の経営改革の実施により安定的な経営基盤の確立を目指すとともに、これにとどまらず、さらに後記「本公開買付け後の経営方針」に掲げるような公開買付者と対象者との連携強化による韓国市場での販売強化策、対象者の各事業が事業効率と成長投資を自ら決定・管理する体制へ移行するための事業や組織の再編等の取り組みといった対象者の経営改革をより強力に推進することを目指し、そのためには、安定的な株主構成のもとで中長期的方針に基づく強力な経営改革を継続的に実施していく必要があり、これを確実に行うには公開買付者らが主要株主である筆頭株主及び第三位株主という地位に留まらず対象者株式の過半数を取得し意思決定プロセスの連携の強化を図る必要がある状況にあったとのことです。

このような状況の下、公開買付者は、平成29年12月上旬、対象者株式を追加取得することによって株主構成を安定させ、事業や組織の再編等、公開買付者との連携強化による韓国市場における販売力の強化を含む対象者の企業価値向上に資する中長期的な視点からの施策を継続的に実施可能とする環境を整えた上で、対象者の経営陣が事業の推進により注力できる体制を整え、対象者の経営体制と顧客サービスをより充実させていくことで、対象者の企業価値の向上に資するのではないかと判断しました。

そこで、公開買付者は、このような判断の下、平成29年12月22日、対象者に対し、本公開買付けを通じた対象者株式の追加取得（買付け等を行った後における公開買付者らの所有割合にして51.00%）を目的とした初期的な提案を行いました。その後、公開買付者は、対象者との間で、平成29年12月22日から平成30年2月7日にかけて、対象者株式の上場を維持しつつ、公開買付者らが本公開買付けを通じて対象者株式の過半数を取得することの是非、公開買付け後のO P Eグループとしての方針、本公開買付け後の対象者における経営方針及び事業の見直し、その諸条件について、本格的な協議・検討を複数回にわたり行って参りました。そして、公開買付者は、平成30年2月7日、対象者に対し、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を295円とすることを正式に提案し、その後の協議・交渉を経て、公開買付者は、平成30年2月14日、公開買付者が対象者株式を追加取得（買付け等を行った後における公開買付者らの所有割合にして51.00%）し対象者の株主構成の安定化を図ることを目的として、本公開買付けを実施することを同日開催の理事会において決議いたしました。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、以上のような公開買付者からの提案の内容に加え、後記「本公開買付け後の経営方針」記載の本公開買付け後の経営方針、平成30年2月13日に公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）から取得した株式価値算定書、平成30年2月14日に対象者の諮問機関として平成30年1月26日に設置された独立委員会から提出された答申書及び柴田・鈴木・中田法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものか否か、本公開買付け価格を含む本公開買付けに関する諸条件について、公開買付者との間で慎重に協議した上で、これを検討したとのことです。その結果、対象者は、公開買付者らが対象者株式の過半数を取得することを通じて、株主構成の安定化が図られることにより、()後記「本公開買付け後の経営方針」に掲げる公開買付者と対象者との連携強化策、対象者の各事業が事業効率と成長投資を自ら決定・

管理する体制へ移行するための取り組みといった対象者の経営改革をより強力に推進することが期待できると、()公開買付者は対象者の最大の販売先であることから、本公開買付けにより、韓国市場における販売力の強化を含む、更なるシナジー効果が期待されること、()公開買付者は安定株主として中長期的に対象者株式を保有する方針であるため、より安定して上記の経営改革の推進が期待できることから、公開買付者らが対象者株式の過半数を取得することが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断したとのことです。また、本公開買付価格がKPMG FASより取得した株式価値算定書に示された評価額を上回ること、かつ、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成30年2月13日のJASDAQにおける対象者株式の終値201円に対して46.77%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）について同じです。）、過去1ヶ月間（平成30年1月15日から同年2月13日まで）の終値単純平均値217円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して35.94%、過去3ヶ月間（平成29年11月14日から平成30年2月13日まで）の終値単純平均値212円に対して39.15%、過去6ヶ月間（平成29年8月14日から平成30年2月13日まで）の終値単純平均値222円に対して32.88%のプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではなく、少数株主の利益保護に留意されていると考えられることから、対象者は、平成30年2月14日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。なお、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられるものの、本公開買付けには買付予定数の上限が設定され、対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場が維持される方針であるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者株式を保有するという選択肢を取ることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者は、上記取締役会において、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

上記の対象者の取締役会においては、対象者の取締役6名のうち、社外取締役2名を含む対象者の取締役3名が出席し、出席した取締役の全員一致で当該決議を行ったとのことです。なお、対象者の代表取締役社長である金在昱（キム・ジェイウク）氏及び取締役である金錫根（キム・ソッコ）氏は、公開買付者の代表理事でもあります。また、対象者の取締役である吳洪在（オ・ホンジェ）氏は、公開買付者の属するOPEグループの系列会社であるOAKの従業員であります。そのため、金在昱（キム・ジェイウク）氏、金錫根（キム・ソッコ）氏及び吳洪在（オ・ホンジェ）氏の3名は、対象者における本公開買付けに関する意思決定の公正性を担保するため、当該取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けの検討、本公開買付けに係る公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の非常勤社外監査役2名を含む監査役3名全員が出席し、上記決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、平成26年12月22日以降、公開買付者の代表理事が対象者の取締役を兼任し、また、OPEグループは、上述のとおり、MAKが平成29年7月7日に直接及び間接に対象者株式5,621,400株（所有割合：32.63%）を取得して以降、対象者へ取締役を派遣し対象者の経営に関与してきました。本公開買付け成立後も現在の対象者の経営陣及び従業員によるこれまでの事業経営及び運営を継続しつつ、公開買付者と対象者がそれぞれ培ってきた企業風土や独自の文化を活かしながら、これまでの公開買付者にとっての仕入先・対象者にとっての販売先といった商取引の関係から、ERPの導入によるITシステムのアップグレード等、公開買付者と対象者の意思決定プロセスの連携を強化していく方針です。これにより、公開買付者が対象者製品の販売会社としてこれまで積み上げてきた顧客ニーズを、製品の企画・開発に活用し、高い収益性と競争力を兼ね備えた製品ラインナップの再編成等によるブランドの合理化、韓国からのヒット商品の輸入に依存している健康食品関連事業の「美容ビジネス」（アイシャドウ等の新製品であるブリアブランド）の推進による収益性向上をスピーディーに実施することが可能になると考えております。このような戦略を展開し両社の事業シナジーを最大化することにより、両社の企業価値向上に努めて参ります。本公開買付け後の対象者の企業価値向上に向けたより具体的な取り組みとして、ゴルフ事業と健康食品関連事業の自律性を高め、各事業が事業効率と成長投資を自ら決定・管理する体制へ移行するための事業や組織の再編等について、今後対象者と具体的な協議・検討を行う予定です。ゴルフ事業については「効率的な成長」を、健康食品関連事業については「積極的な成長」を目指しており、この取り組みが実現すれば、ゴルフ事業においては更なるコスト合理化、健康食品事業においては成長を加速するためのリソース投入が必要となることが予想されます。投資とコスト削減は事業ごとの業績に基づいて決定され、各事業の成長性の向上、さらには対象者の企業価値及び株主価値の向上に繋がると考えております。また、本公開買付け後は、公開買付者と対象者のより緊密な連携によるシナジー効果の実現を目指します。公開買付者の韓国におけるプロモーションの成果により、「マジェスティ」は韓国市場において高いブランドイメージが確立されており、日本国内市場がマイナス基調となって販売需要創出が課題となっている対象者のゴルフ事業にとって、公開買付者との連携強化は韓国市場における販売力の強化に繋がります。対象者株式を公開買付者が取得することによって株主構成を安定させ、事業や組織の再編等、公開買付者との連携強化による韓国市場における販売力の強化を含む対象者の企業価値向上に資する中長期的な視点からの施策を継続的に実施可能とする環境を整えた上で、営業体制の抜本的な見直しを行うとともに従業員の高齢化に伴う年齢構成の是正を図り、商品開

発体制の強化を行っていくことを目的とする一連の経営改革の実施により対象者の安定的な経営基盤の確立を目指すよう、現経営陣が事業の推進により注力できる体制を整えていくことで、上述したゴルフ事業における「効率的な成長」と健康食品関連事業における「積極的な成長」に繋げていくことを企図しております。なお、本公開買付け後も、対象者は製造及び研究開発機能を有する対象者グループの本社として、また公開買付者は対象者の韓国における販売・マーケティング拠点として、その機能・役割に変更はありません。本公開買付け後の公開買付者と対象者との対象者製品販売に関する取引については、独立当事者間取引を前提に、対象者製品の市場価格に基づく客観的な見積書及び提案書等を基に個別協議により決定するという方針に変わりはありません。また、公開買付者は現時点において、上述のとおり、本公開買付け成立後も現在の役員構成を変更する予定はありません。

また、対象者の経営の安定及び従業員の士気向上を図り、上記の経営方針を実行していく上で、公開買付者は、本公開買付けにより買い付ける対象者株式についても、安定株主として中長期的に保有する方針であります。なお、公開買付者は、本公開買付けの買付予定数(3,165,000株)の全てを買い付けた場合には本公開買付け成立後の所有割合が37.68%となるため、本公開買付け成立後には対象者のその他の関係会社となる予定であり、MAKは、直接所有分と本公開買付け成立後に公開買付者が所有することとなる対象者株式を合算した所有割合が51.00%となり、MAK及びMAKの親会社であるOPE1は、対象者の親会社に該当することとなります。

公開買付者の代表理事であり対象者の代表取締役社長である金在昱(キム・ジェイウク)氏は、平成30年2月14日に、公開買付者による本公開買付けの決定に当たり、次のようにコメントしております。「本日、マルマンの取締役会の賛同を得て、公開買付けを開始できることをとても嬉しく思います。昨年7月にマルマンに投資して以来、マルマングループが長年にわたって築き上げた「マジェスティ」ブランドと、安全、高品質でお客様に真に喜んでいただけるためのものづくりの精神に、心から尊敬の念を抱いてきました。この公開買付けが成功すれば、マルマンとマルマンコリアの緊密な協力により、より大きな価値をともに生み出していくことができると信じています。本公開買付け後もマルマンのものづくりの精神に学び、東京本社、千葉県工場、そして国内外の各営業拠点に勤務する従業員の皆さんと一緒に「マジェスティ」ブランドをアジア、そして世界に広げていきたいと思っております。」

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないものの、公開買付者が対象者株式を5,621,400株(所有割合:32.63%)所有し対象者の主要株主であること、また、対象者の取締役3名、すなわち、金在昱(キム・ジェイウク)氏及び金錫根(キム・ソッコ)氏が公開買付者の代表理事を兼務し、吳洪在(オ・ホンジェ)氏が公開買付者の属するOPEグループの系列会社であるOAKの従業員を兼務していること、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、公開買付者及び対象者は、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けの公正性を担保するため、それぞれ以下のような措置を講じました。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの対象者への助言

対象者における独立委員会からの意見の入手

対象者における利害関係を有しない出席取締役(3名)全員の承認及び利害関係を有しない監査役(3名)

全員の異議がない旨の意見

本公開買付け価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

公開買付者は、対象者株式の上場維持を前提に、対象者の株主構成の安定化を図ることを目的として本公開買付けを実施するものであり、現時点において、本公開買付けが成立した場合、対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

(5) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を3,165,000株（買付け等を行った後における公開買付者らの所有割合：51.00%）として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後も対象者株式のJASDAQにおける上場は維持される予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成30年2月15日（木曜日）から平成30年3月29日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	平成30年2月15日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス（ http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金295円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格の決定に際して、市場価格が適正な株式価値の尺度であるとの見地に立ちつつ、過去の上場維持を前提とする類似の公開買付け事例のプレミアム水準、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者との協議・交渉の結果等を総合的に勘案し、本公開買付価格を295円に決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格を検討するにあたり、市場価格が適正な株式価値の尺度であると考えていること、及び対象者との個別の協議・交渉の結果を重視していることから、第三者算定機関に対して対象者株式の価値の算定を依頼しておらず、フェアネス・オピニオンも取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格(295円)は、本公開買付けを実施することについての公表日の前営業日である平成30年2月13日のJASDAQにおける対象者株式の終値201円に対して46.77%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%))について同じです。)、過去1ヶ月間(平成30年1月15日から同年2月13日まで)の終値単純平均値217円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。))に対して35.94%、過去3ヶ月間(平成29年11月14日から平成30年2月13日まで)の終値単純平均値212円に対して39.15%、過去6ヶ月間(平成29年8月14日から平成30年2月13日まで)の終値単純平均値222円に対して32.88%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である平成30年2月14日のJASDAQにおける対象者株式の終値198円に対して48.99%のプレミアムを加えた価格となります。</p> <p>なお、公開買付者の親会社であるMAKは、平成29年7月7日に、()当時の対象者の取締役会長であった許氏からその所有する対象者株式の全て(1,604,200株)及び()許氏が代表取締役を務め本書提出日現在も対象者の主要株主である株式会社COSMO & Companyからその所有する対象者株式の一部(690,000株)を、それぞれ市場外取引により1株当たり250円で取得しております。本公開買付価格(295円)と当該取得価格(250円)の間には、45円の差異が生じております。これは、当該取得価格と本公開買付価格のそれぞれの価格決定時期の相違により価格決定に当たって考慮した対象者株式の市場株価が異なることに加え、当該取得価格が取得日の前営業日である平成29年6月29日の対象者株式のJASDAQにおける終値(210円)に約20%のプレミアムを加えた額であるのに対し、本公開買付価格は、上記のとおり、過去の上場維持を前提とする類似の公開買付け事例のプレミアム水準を考慮し、本公開買付けの公表日の前営業日である平成30年2月13日のJASDAQにおける終値(201円)に46.77%のプレミアムを加えた額であるためです。</p>
算定の経緯	<p>対象者株式売出しプレスリリースのとおり、公開買付者の全ての発行済株式は、MAKが、平成29年6月30日に、許氏及び株式会社コスモ化学(Cosmo Chemical Co., Ltd.)から取得し、更にMAKは、平成29年7月7日に、許氏から対象者株式1,604,200株(所有割合:9.31%)、許氏が代表を務め本書提出日現在も対象者の主要株主である株式会社COSMO & Companyからその所有する対象者株式の一部である690,000株(所有割合:4.01%。許氏の所有分との合計で2,294,200株(所有割合:13.32%))となりまして、)を取得しました。</p>

公開買付者は、平成29年12月上旬、対象者株式を追加取得することによって株主構成を安定させ、事業や組織の再編等、公開買付者との連携強化による韓国市場における販売力の強化を含む対象者の企業価値向上に資する中長期的な視点からの施策を継続的に実施可能とする環境を整えた上で、対象者の経営陣が事業の推進により注力できる体制を整え、対象者の経営体制と顧客サービスをより充実させていくことで、対象者の企業価値の向上に資するのではないかと判断するに至りました。そこで、公開買付者は、このような判断の下、平成29年12月22日、対象者に対し、本公開買付けを通じて対象者株式の追加取得（買付け等を行った後における公開買付者らの所有割合にして51.00%）を目的とした初期的な提案を行いました。その後、公開買付者は、対象者との間で、平成29年12月22日から平成30年2月7日にかけて、対象者株式の上場を維持しつつ、公開買付者らが本公開買付けを通じて対象者株式の過半数を取得することの是非、公開買付け後のOPEグループとしての方針、本公開買付け後の対象者における経営方針及び事業の見通し、その諸条件について、本格的な協議・検討を複数回にわたり行って参りました。そして、公開買付者は、平成30年2月7日、対象者に対し、本公開買付け価格を295円とすることを正式に提案し、その後の協議・交渉を経て、公開買付者は、平成30年2月14日、公開買付者が対象者株式を追加取得（買付け等を行った後における公開買付者らの所有割合にして51.00%）し対象者の株主構成の安定化を図ることを目的として、本公開買付けを実施することを同日開催の理事会において決議いたしました。

公開買付者は、本公開買付け価格の決定に際して、市場価格が適正な株式価値の尺度であるとの見地に立ちつつ、過去の上場維持を前提とする類似の公開買付け事例のプレミアム水準、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者との協議・交渉の結果等を総合的に勘案し、本公開買付け価格を295円に決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付け価格を検討するにあたり、市場価格が適正な株式価値の尺度であると考えていること、及び対象者との個別の協議・交渉の結果を重視していることから、第三者算定機関に対して対象者株式の価値の算定を依頼しておらず、フェアネス・オピニオンも取得しておりません。

（本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないものの、公開買付者らが対象者株式を5,621,400株（所有割合：32.63%）所有し対象者の主要株主であること、また、対象者の取締役3名、すなわち、金在昱（キム・ジェイウク）氏及び金錫根（キム・ソッコン）氏が公開買付者の代表理事を兼務し、吳洪在（オ・ホンジェ）氏が公開買付者の属するOPEグループの系列会社であるOAKの従業員を兼務していること、本公開買付けがマネジメント・パイアウト（MBO）に該当し、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、公開買付者及び対象者は、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けの公正性を担保するため、それぞれ以下のような措置を講じました。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関であるKPMG FASに対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

KPMG FASは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者株式がJASDAQに上場しており、市場株価が存在することから株式市価法を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから株価倍率法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して対象者の株式価値の算定を行い、対象者はKPMG FASから平成30年2月13日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者はKPMG FASから、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、KPMG FASは公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

以上の各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

株式市価法：201円～221円

株価倍率法：203円～219円

D C F 法：220円～263円

株式市価法では、直近の株式市場の状況を反映するため、本公開買付けに関する対象者取締役会決議の前営業日にあたる平成30年2月13日を評価基準日として、対象者株式のJASDAQにおける基準日終値201円、直近1ヶ月間（平成30年1月15日から同年2月13日まで）の終値単純平均値217円、直近3ヶ月間（平成29年11月14日から平成30年2月13日まで）の終値単純平均値212円及び直近6ヶ月間（平成29年8月14日から平成30年2月13日まで）の終値単純平均値222円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、201円から222円と分析したとのことです。

株価倍率法では、事業内容及び収益構造が対象者と比較的類似し、一定水準の株式流通量を有する上場会社のキャッシュ・フローや収益率等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲を、203円から219円と分析したとのことです。

D C F 法では、対象者の売上収益や投資計画に関する将来5期分（平成30年9月期乃至平成34年9月期）の事業計画数値、直近までの業績の動向に基づき、対象者が平成30年1月以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を220円から263円と分析しているとのことです。なお、割引率は7.7%～8.3%を採用し、継続価値の算定に当たっては、P A（Perpetuity Assumption）法を採用し、永続成長率は0.7%～1.3%を使用しているとのことです。KPMG FASがD C F 法の算定の前提とした対象者の事業計画の具体的な数値は以下のとおりとのことです。なお、対象者は事業計画の作成において、平成34年9月期にゴルフクラブの記念モデル（ゴルフ事業創設50周年記念）の発売による売上増加を見込んでいること、平成34年9月期以降に、ゴルフクラブを除くゴルフ用品の売上を、ゴルフクラブの15%の割合まで高めていくこと、平成34年9月期以降に、化粧品の取扱いによる美容系商品の売上を健康食品の20%の割合まで高めていくことなどを前提として作成しているとのことです。また、平成30年9月期（平成29年10月1日乃至平成30年9月30日）の事業計画は、平成29年9月期と比較して大幅な減益を予測しておりますが、これは平成30年9月期第1四半期連結累計期間（平成29年10月1日乃至平成29年12月31日）に実施した早期退職支援プログラムに伴う退職一時金等の費用の計上などによるもので、平成31年9月期以降は当該費用の発生がないとともに、退職の応募に伴う人件費等の削減を計画に織り込んでいるため、再び増益とする計画としております。

（単位：百万円）

	平成30年 9月期 (9ヶ月)	平成31年 9月期	平成32年 9月期	平成33年 9月期	平成34年 9月期
売上高	4,992	6,932	7,071	7,392	7,722
営業利益	287	383	385	391	488
E B I T D A	195	271	272	276	344
フリー・キャッシュ・ フロー	178	245	280	233	286

（注1） 事業計画の数値については、対象者の単体財務諸表の数値を使用しており、連結子会社3社（丸万（香港）有限公司、丸万（上海）体育用品貿易有限公司、丸万（北京）商貿有限公司）、持分法適用関連会社1社（マルマンゴルフコーポレーション）の簿価純資産等を勘案して、対象者の株式価値を算定しているとのことです。

(注2) KPMG FASは、対象者株式価値の算定に際して、対象者から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、対象者株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMG FASに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、KPMG FASは、対象者とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。KPMG FASによる対象者株式価値の算定は、平成30年2月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMG FASがDCF法による評価に使用した対象者の事業計画については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの対象者への助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定過程等における透明性を確保するため、公開買付者ら及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして柴田・鈴木・中田法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者における独立委員会からの意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けに係る対象者の意思決定過程の合理性、公正性及び透明性を担保するための措置として、平成30年1月26日、公開買付者らから独立性を有し、また、利害関係のない対象者の社外役員3名（社外取締役であり弁護士である石上晴康氏、社外取締役であり大学教授である永井猛氏及び社外監査役であり公認会計士である樋口俊輔氏）によって構成される「マルマン株式会社独立委員会」（以下「独立委員会」といいます。）を設置し、()本公開買付けの目的の正当性・合理性（本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するかを含みます。）、()本公開買付けにおける手続の公正性、()本公開買付けの取引条件（本公開買付価格を含みます。）の公正性・妥当性、()上記()～()の観点から、本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、()上記()～()の観点から、本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明することの是非（以下「本諮問事項」といいます。）について独立委員会に対し諮問することを決議したとのことです。

独立委員会は、平成30年1月26日より平成30年2月8日まで合計3回開催され、本諮問事項に関し検討を行ったとのことです。具体的には、独立委員会は、かかる検討にあたり、本公開買付けを行うこととなった経緯、本公開買付け後の経営方針及び経営戦略、並びに本公開買付け後の事業計画及び見通しに関して金在昱（キム・ジェイウク）氏及び吳洪在（オ・ホンジェ）氏並びに公開買付者のアドバイザーからヒアリングし説明を受けるとともに、これらに関する資料の提出を受け、それらを基に本諮問事項に関する検討を行ったとのことです。

独立委員会は、本諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成30年2月14日に、大要以下の内容の答申書を対象者取締役会に対して提出したとのことです。

()本公開買付けの目的の正当性・合理性（本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するかを含む。）

(1) 独立委員会が公開買付者から説明を受けた、大要以下のような本公開買付け後の経営方針は、対象者の企業価値向上に資するものといえる。

公開買付者は対象者製品の韓国における総代理店であるところ、対象者と公開買付者の意思決定プロセスの連携強化など、より緊密な連携をとることによって、対象者製品の販売力の強化等のシナジー効果の実現を目指すこと。

ゴルフ事業と健康食品関連事業の自律性を高めることなどにより、ゴルフ事業については「効率的な成長」（コストの合理化）を、健康食品関連事業については「積極的な成長」（さらなるリソース投下）を目指すこと。

- (2) 公開買付者グループから派遣された金在昱（キム・ジェイウク）氏、金錫根（キム・ソッコン）氏及び吳洪在（オ・ホンジェ）氏は、平成29年10月10日に対象者の取締役を選任されているが、本公開買付け後も、経営を継続する予定とのことである。金在昱（キム・ジェイウク）氏らを含む対象者経営陣は、選任以降、対象者の企業価値の向上策として、有能な人材の確保、対象者の完全子会社であるマルマン中国への投資、工場設備への投資、営業インセンティブの導入、ERPの導入によるITシステムのアップグレード、健康食品関連事業の「美容ビジネス」（プリアブランド）の推進、ゴルフ事業のマーケティング強化、新オフィスへの移転に向けた投資に着手しているが、本公開買付け後は、これらの施策をより推進させることを考えているとのことである。これらの施策の推進は、上記(1)の本公開買付け後の経営方針を実現するものといえ、金在昱（キム・ジェイウク）氏らが引き続き経営陣として対象者経営に関与することは合理的といえる。
- (3) 本公開買付けの目的は、対象者株式の過半数を取得することにより、対象者株主構成の安定化を図ることにあり、これは、上記(1)の対象者経営方針を中長期で実現するために必要であるとしている。このような公開買付者の説明は合理的といえる。
- (4) 公開買付者は、本公開買付け成立後、対象者の安定株主として本公開買付けにより買い付けた対象者株式を中長期的に保有する方針とのことである。このような中長期の株式保有方針は上記(1)の経営方針を中長期で実現するために必要かつ合理的といえる。

以上の観点から、公開買付者から説明された本公開買付けの目的には、一定の正当性・合理性が認められ、また、本公開買付けは対象者の企業価値向上に資することができる。

() 本公開買付けにおける手続の公正性

- (1) 公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに対する意見を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「第三者算定機関」という。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成30年2月13日付で株式価値算定書を取得している。
- (2) 本公開買付けに関する意思決定過程の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者独立役員で構成される独立委員会を設置し、諮問を行っている。
- (3) 公開買付者及び対象者から独立した対象者の法務アドバイザーである柴田・鈴木・中田法律事務所から、本公開買付けを含む本公開買付けに関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けている。
- (4) 対象者代表取締役社長である金在昱（キム・ジェイウク）氏及び取締役である金錫根（キム・ソッコン）氏は、公開買付者の代表理事であり、また、対象者取締役である吳洪在（オ・ホンジェ）氏は、公開買付者の属するOPEグループの系列会社であるOAKの従業員である。そのため、金在昱（キム・ジェイウク）氏、金錫根（キム・ソッコン）氏及び吳洪在（オ・ホンジェ）氏の3名は、対象者取締役会における本公開買付けの検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、また、本公開買付けの意見表明に関する平成30年2月14日開催予定の取締役会における審議及び決議にも参加しない予定であり、対象者の立場において本公開買付けの検討、本公開買付けに係る公開買付者との協議・交渉にも参加していない。

(5) 対象者株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図して、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定している。また、対象者と公開買付者とは、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っていない。

これらのことから、本公開買付けに関する意思決定過程の恣意性を排除されており、対象者の意思決定手続について、公正性が保たれているといえる。

() 本公開買付けの取引条件（本公開買付けの買付価格を含む。）の公正性・妥当性

(1) 第三者算定機関による株式価値算定書記載の算定結果には不合理な点は認められない。また、本公開買付価格は、当該算定書記載の各株価算定手法（DCF法、株価倍率法及び株式市価法）に基づく対象者株式1株当たりの価値のレンジの上限値をいずれも超えるものであることから、本公開買付価格提案時までの対象者市場株価の下落を考慮してもなお、合理性が認められる。

(2) 公開買付者らは、公開買付け後の対象者株式の所有割合が51.00%となるよう、買付予定数の上限を設けている。これは、公開買付者は、対象者の従業員の士気や取引先からの信用を維持することなど上場会社であることの意義をも考慮して、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針に基づくものとのことであり、かかる上限設定には合理性が認められる。

これらのことから、本公開買付けの取引条件（本公開買付けの買付価格を含む。）については、上記(2)の意思決定手続のもとで合意されたものであることも考慮して、一定の公正性及び妥当性が認められる。

() 本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものでないか

以上の()から()を総合考慮すれば、本公開買付けは、少数株主にとって不利益なものであるとはいえない。

() 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明することの是非

以上から、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同表明をすることについて不合理な点は見当たらない。また、本公開買付けに対して応募するか否かについては、少数株主にも応募の機会が適切に与えられるものであり、他方、上場が維持されることから、本公開買付け後の運営体制を良しとするか否かを対象者株主が判断し、本公開買付けに応募するか株主として残るかの判断を、対象者株主に委ねるとの意見が合理的である。

	<p>対象者における利害関係を有しない出席取締役（3名）全員の承認及び利害関係を有しない監査役（3名）全員の異議がない旨の意見</p> <p>対象者プレスリリースによれば、平成30年2月14日開催の対象者取締役会において、対象者取締役6名のうち、社外取締役2名を含む対象者の取締役3名が出席し、出席した取締役の全員一致により、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、上記取締役会において、本公開買付けには買付予定数の上限が設定され、対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場が維持される方針であるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者株式を保有するという選択肢を取ることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、併せて決議したとのことです。なお、対象者の代表取締役社長である金在昱（キム・ジェイウク）氏及び取締役である金錫根（キム・ソッコ）氏は、公開買付者の代表理事でもあります。また、対象者の取締役である吳洪在（オ・ホンジェ）氏は、公開買付者の属するOPEグループからの派遣取締役であります。そのため、金在昱（キム・ジェイウク）氏、金錫根（キム・ソッコ）氏及び吳洪在（オ・ホンジェ）氏の3名は、対象者における本公開買付けに関する意思決定の公正性を担保するため、上記取締役会における審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けの検討、本公開買付けに係る公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の非常勤社外監査役2名を含む監査役3名全員が出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。</p> <p>本公開買付価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保</p> <p>公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日ですが、公開買付期間を30営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。</p>
--	---

（3）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,165,000（株）	（株）	3,165,000（株）

- （注1） 応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,165,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいては買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- （注2） 買付予定数の上限（3,165,000株）は、対象者四半期報告書に記載された平成29年12月31日現在の発行済株式総数17,228,201株から対象者四半期決算短信に記載された平成29年12月31日現在の対象者が所有する自己株式（425株）を控除した株式数（17,227,776株）の51.00%に相当する株式数（8,786,000株。千株未満を四捨五入）に、公開買付者らが本書提出日現在所有する対象者株式の数（5,621,400株）を控除して得られた株式数（千株未満を四捨五入）を記載しております。
- （注3） 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- （注4） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	31,650
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月15日現在)(個)(d)	33,272
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月15日現在)(個)(g)	22,942
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成29年9月30日現在)(個)(j)	172,268
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	18.37
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	51.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(3,165,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月15日現在)(個)(g)」は、特別関係者が所有する株券等の数(2,294,200株)に係る議決権の数を記載しております。なお、対象者によれば、特別関係者である対象者は、平成29年12月31日現在、対象者株式425株を所有しているとのことですが、これらの株式は全て自己株式であるため、議決権は0個となります。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成29年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期報告書に記載された平成29年12月31日現在の発行済株式総数(17,228,201株)から、対象者四半期決算短信に記載された平成29年12月31日現在の対象者が所有する自己株式(425株)を控除した株式数(17,227,776株)に係る議決権の数(172,277個)を分母として計算しております。なお、対象者四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数(172,268個)を分母として計算した場合における「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、それぞれ18.37%、51.00%となります。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人
三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類（注1）が必要になる場合があります。

応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります（法人の場合は、口座開設申込書に法人番号を必ずご記入ください）。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類（注1）が必要な場合があります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人における応募の受付に際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付いたします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号（マイナンバー）確認書類	本人確認書類
A	個人番号カードの裏面（コピー）	個人番号カードの表面（コピー）
B	通知カード（コピー）	aのいずれか1種類 又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票記載事項証明書の原本	a又はbのうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1種類

a. 顔写真付の本人確認書類

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、住民基本台帳カード等

- b. 顔写真のない本人確認書類
- ・発行から6ヶ月以内の原本の提出が必要
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書
 - ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳等
(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

・法人の場合

下記、A及びBの書類をご提出ください。

A	法人のお客様の本人確認書類 右記のいずれか一つ 発行から6ヶ月以内のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本又はその抄本(原本) ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(原本) ・国税又は地方税の領収証書 ・その他官公署の発行書類
B	お取引担当者の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード表面のコピー ・又は上記個人の場合の本人確認書類(aの中から1種類又はbの中から2種類)のコピー

・外国人株主等の場合

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の原本証明及び本人確認済証明付の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。

各種健康保険証の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができません。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株主等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に「公開買付応募申込受付票」を添付の上、「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に到達することを条件といたします。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】
三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	933,675,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	7,000,000
その他(c)	2,000,000
合計(a) + (b) + (c)	942,675,000

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(3,165,000株)に本公開買付価格(295円)を乗じた金額を記載しております。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。
- (注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。
- (注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了まで未定です。
- (注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
預り金	980,000
計(a)	980,000

- (注1) 買付者がYuanta Securities Korea Co., Ltd.(韓国取引所(KRX)に上場)に保有する証券口座内に保有する預り金です。
- (注2) 韓国ウォンから日本円への換算は、平成30年2月13日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の為替レートの中値である1ウォン=0.10円で行われており、千円未満を切り捨てております。

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
投資業	Yk Mozart Co., Ltd. (大韓民国ソウル特別市中区 乙支路76(乙支路2街))	金銭消費貸借契約 借入期間:平成30年2月9日乃至平成34年 2月8日 金利:5.63% 担保:借入時点で公開買付者らが所有 する対象者株式の全部 本公開買付け終了時に公開買付 者が所有することとなる対象者 株式の全部	1,017,832
計			1,017,832

(注1) Yk Mozart Co., Ltd.は、Yuanta Financial Holding Co., Ltd.(台湾証券取引所(TWSE)に上場)の子会社であるYuanta Securities Korea Co., Ltd.(韓国取引所(KRX)に上場)が設立した特別目的会社です。

(注2) 韓国ウォンから日本円への換算は、平成30年2月13日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の為替レートの仲値である1ウォン=0.10円で行われており、千円未満を切り捨てております。

(注3) 当該借入金(1,017,832千円)は、上記「届出日の前々日又は前日現在の預金」記載の預り金980,000千円に含まれております。

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

980,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

- (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】
該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

- (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】
三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

- (2) 【決済の開始日】
平成30年4月5日(木曜日)

- (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募の受け付けをした応募株主等口座へお支払いいたします。

- (4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

- (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,165,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。他方、本公開買付けにおいては買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位(追加して1単位の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、公開買付者が記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものといたします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正いたします。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表いたします。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
平成15年4月	主として、ゴルフ関連装備の卸売業・小売業を営することを目的に対象者とコスモグループの合弁会社として設立（本店所在地：大韓民国ソウル端草区端草3洞1534-5コスモビル408号）。
平成25年10月	本店所在地を大韓民国ソウル特別市江南区テヘラン路238、13階（駅二洞、デボンビル）に移転。
平成26年3月	コスモグループの系列会社である株式会社コスモ化学（Cosmo Chemical Co., Ltd.）が、対象者の所有する公開買付者株式（議決権割合40%）の一部（議決権割合30%）を取得。
平成26年4月	当時の対象者の取締役会長でありコスモグループの代表である許氏が、対象者の所有する公開買付者株式（議決権割合10%）の全部を取得。
平成29年6月	当時の対象者の取締役会長でありコスモグループの代表である許氏及びコスモグループの1社である株式会社コスモ化学（Cosmo Chemical Co., Ltd.）から、M A Kが公開買付者の全ての発行済株式を取得。
平成29年9月	本店所在地を大韓民国ソウル特別市江南区永東大路511、トレードタワー34階（三成洞）に移転。

【会社の目的及び事業の内容】

公開買付者は、次の事業を営営することを目的としています。

1. ゴルフ関連装備、衣類用品、健康補助食品及び雑貨の卸・小売
2. ゴルフ関連装備、衣類用品、健康補助食品及び雑貨の製造
3. 電子商取引事業
4. 通信販売事業
5. 貿易業
6. 賃貸業
7. 旅行業及び旅行斡旋業
8. 革、鞆及び類似製品の製造業
9. その他一般機械及び装備修理業
10. 食品業
11. 商品総合中継業
12. 運動及び競技用品小売業
13. スポーツ用品及び衣類輸出入業
14. スポーツ用品及び衣類卸・小売業
15. 商品仲介業及び卸・小売業
16. 各項に付帯する一切の事業

【資本金の額及び発行済株式の総数】

(平成30年2月15日現在)

資本金の額	発行済株式の総数
3,065,935,000ウォン	6,131,870株

【大株主】

(平成30年2月15日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
モーツァルト アドバイザー ズ コリア リミテッド (Mozart Advisors Korea Limited)	大韓民国ソウル特別市瑞草区沙平大路12ビル 55 アッパーハウス2、5 B (Upper House 2, APT 5B, Sapyeongdaero12gil 55, Seocho-gu, Seoul, South Korea)	6,131,870	100.00
計		6,131,870	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

(平成30年2月15日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表理事		金 錫根 (キム・ソッコ ン)	昭和33年3月25日	昭和59年1月 LG電子入社 平成16年10月 コスモ&ホールディングス代表取締役 平成18年1月 コスモ&カンパニー専務取締役 平成21年10月 ジョンサン E & T代表取締役 平成25年4月 公開買付者代表理事(現任) 平成26年12月 対象者社外取締役 平成28年8月 対象者取締役(現任)	
代表理事		金 在昱 (キム・ジェイ ウク)	昭和44年1月6日	平成7年4月 Bain&Company Japan入社 平成12年4月 The Boston Consulting Group Japan入社 平成15年4月 Manpower Group 韓国支社代表 平成18年4月 The Riverside Company, Asia Private Equity Fund代表 平成23年4月 PineBridge Investments, Asia Private Equity Fund代表 平成28年9月 Orchestra Private Equity Fund 1取締 役(現任) 平成29年7月 公開買付者代表理事(現任) 平成29年7月 対象者執行役員 平成29年10月 対象者代表取締役(現任)	
社外理事		曹 永昆 (ゾ・ヨンゴ ン)	昭和33年9月24日	平成3年3月 韓国釜山地方検察庁 検事 平成18年1月 韓国春川地方検察庁 原州支庁長 平成23年1月 韓国蔚山地方検察庁 検事長 平成25年1月 韓国ソウル中央地方検察庁 検事長 平成26年6月 弁護士法人HwaWo代表弁護士(現 任) 平成29年7月 公開買付者社外理事(現任)	
監事		李 承潤 (イ・スンユ ン)	平成元年2月17日	平成24年3月 国際開発協力センター入所 平成25年1月 HANA金融グループ入社 平成26年12月 Deloitte入社 平成28年10月 Orchestra Private Equity入社 平成29年7月 公開買付者監事(現任)	
計					

(注) 本書の添付書類「登記事項全部証明書」の翻訳においては、金錫根(キム・ソッコ
ン)氏はキム・ソクグン
氏、金在昱(キム・ジェイウク)はキム・ゼウク氏と表記されています。

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、韓国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、監査法人による監査を受けております。また、公開買付者は、前事業年度より決算月を3月から9月に変更しており、前事業年度は平成29年4月から平成29年9月までの変則決算となります。本項における韓国ウォンから日本円への換算は、事業年度第15期は平成29年3月31日現在の株式会社みずほ銀行の為替レートの仲値である1ウォン=0.10円で、事業年度第16期は平成29年9月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の為替レートの仲値である1ウォン=0.10円で行われており、百万円未満を切り捨てております。

【貸借対照表】

	事業年度 第15期 (平成29年3月31日現在)	
	(単位：百万ウォン)	(単位：百万円)
資産		
流動資産	16,566	1,656
1. 現金及び現金性資産	377	37
2. 短期金融商品	558	55
3. 売上債権	3,483	348
4. 短期貸付金	2,800	280
5. 未収入金	632	63
6. 未収収益	2,029	202
7. 前払金	2,718	271
8. 前払費用	4	0
9. 棚卸資産	3,871	387
10. 当期法人税資産	90	9
非流動資産	20,262	2,026
1. 従属企業及び関係企業投資	4,815	481
2. 売却可能金融資産	11,927	1,192
3. 長期金融商品	406	40
4. 有形固定資産	1,220	122
5. 無形資産	551	55
6. 保証金	840	84
7. 繰延税金資産	501	50
資産総計	36,828	3,682

	事業年度 第15期 (平成29年3月31日現在)	
	(単位：百万ウォン)	(単位：百万円)
負債		
流動負債	13,649	1,364
1.仕入債務	3,259	325
2.短期借入金	7,724	772
3.未払金	301	30
4.未払費用	465	46
5.預り金	163	16
6.前受金	397	39
7.当期法人税負債	38	3
8.仮受付加価値税	206	20
9.返品引当負債	39	3
10.アフターサービス引当負債	220	22
11.流動性長期負債	833	83
非流動負債	12,708	1,270
1.新株引受権付社債	8,672	867
2.長期借入金	1,138	113
3.退職給付負債	2,834	283
4.預り保証金	62	6
負債総計	26,358	2,635
資本		
資本金	3,065	306
資本剰余金	404	40
資本調整		
利益剰余金	6,999	699
資本総計	10,469	1,046
負債及び資本総計	36,828	3,682

	事業年度 第16期 (平成29年9月30日現在)	
	(単位：百万ウォン)	(単位：百万円)
資産		
流動資産	16,797	1,679
1. 現金及び現金性資産	4,420	442
2. 短期金融商品	573	57
3. 売上債権	2,262	226
4. 短期貸付金	5,155	515
5. 未収入金	302	30
6. 未収収益		
7. 前払金	53	5
8. 前払費用	9	0
9. 棚卸資産	4,020	402
10. 当期法人税資産		
非流動資産	7,585	758
1. 従属企業及び関係企業投資	4,774	477
2. 売却可能金融資産		
3. 長期金融商品	453	45
4. 有形固定資産	206	20
5. 無形資産	550	55
6. 保証金	883	88
7. 繰延税金資産	715	71
資産総計	24,382	2,438

	事業年度 第16期 (平成29年9月30日現在)	
	(単位：百万ウォン)	(単位：百万円)
負債		
流動負債	12,261	1,226
1.仕入債務	3,482	348
2.短期借入金	3,500	350
3.未払金	522	52
4.未払費用	352	35
5.預り金	45	4
6.前受金	444	44
7.当期法人税負債	954	95
8.仮受付加価値税	142	14
9.返品引当負債	230	23
10.アフターサービス引当負債	186	18
11.流動性長期負債	2,400	240
非流動負債	6,288	628
1.新株引受権付社債		
2.長期借入金	4,900	490
3.退職給付負債	1,326	132
4.預り保証金	62	6
負債総計	18,549	1,854
資本		
資本金	3,065	306
資本剰余金	81	8
資本調整(減算)	3,063	306
利益剰余金	5,748	574
資本総計	5,832	583
負債及び資本総計	24,382	2,438

【損益計算書】

	事業年度 第15期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	(単位：百万ウォン)	(単位：百万円)
売上高	36,869	3,686
売上原価	21,298	2,129
売上総利益	15,570	1,557
販売費及び管理費	12,451	1,245
営業利益	3,119	311
金融収益	503	50
金融費用	1,240	124
その他収益	1,316	131
その他費用	353	35
税引前純利益(損失)	3,346	334
法人税費用	740	74
当期純利益(損失)	2,605	260

	事業年度 第16期 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
	(単位：百万ウォン)	(単位：百万円)
売上高	19,641	1,964
売上原価	10,275	1,027
売上総利益	9,366	936
販売費及び管理費	6,709	670
営業利益	2,656	265
金融収益	293	29
金融費用	749	74
その他収益	274	27
その他費用	3,001	300
税引前純利益(損失)	527	52
法人税費用	846	84
当期純利益(損失)	1,373	137

【株主資本等変動計算書】

事業年度 第15期 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)					
(上段単位：百万ウォン) (下段単位：百万円)					
科目	資本金	資本剰余金	資本調整	利益剰余金	総計
当期首	3,065	81		4,358	7,506
	306	8		435	750
当期純利益				2,605	2,605
				260	260
新株引受権の対価		322			322
		32			32
保険数理的損益				35	35
				3	3
当期末	3,065	404		6,999	10,469
	306	40		699	1,046

事業年度 第16期 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)					
(上段単位：百万ウォン) (下段単位：百万円)					
科目	資本金	資本剰余金	資本調整	利益剰余金	総計
当期首	3,065	404		6,999	10,469
	306	40		699	1,046
当期純損失				1,373	1,373
				137	137
新株引受権付社債の返済		322	3,063		3,386
		32	306		338
保険数理的損益				123	123
				12	12
当期末	3,065	81	3,063	5,748	5,832
	306	8	306	574	583

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成30年2月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	56,214 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益権証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	56,214		
所有株券等の合計数	56,214		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 対象者によれば、特別関係者である対象者は、平成29年12月31日現在、対象者株式425株を所有しているとのことですが、これらの株式は全て自己株式であるため、議決権は0個となります。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成30年2月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	33,272 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益権証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	33,272		
所有株券等の合計数	33,272		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成30年2月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	22,942 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益権証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	22,942		
所有株券等の合計数	22,942		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 対象者によれば、特別関係者である対象者は、平成29年12月31日現在、対象者株式425株を所有しているとのことですが、これらの株式は全て自己株式であるため、議決権は0個となります。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成30年2月15日現在)

氏名又は名称	モーツァルト アドバイザーズ コリア リミテッド (Mozart Advisors Korea Limited)
住所又は所在地	大韓民国ソウル特別市瑞草区沙平大路12キル 55 アッパーハウス2、5 B (Upper House 2, APT 5B, Sapyeongdaero12gil 55, Seocho-gu, Seoul, South Korea)
職業又は事業の内容	韓国の「資本市場と金融投資業に関する法律」に基づく「経営参加私募集合投資機構の投資目的会社」として他の会社への投資
連絡先	連絡者 オークストラ アドバイザーズ コリア リミテッド 呉 洪在(オ・ホンジェ) 連絡場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー3階 電話番号 03 - 6205 - 3300
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係にある法人

(平成30年2月15日現在)

氏名又は名称	マルマン株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区外神田一丁目8番13号 NREG秋葉原ビル
職業又は事業の内容	ゴルフクラブ・キャディバッグ等のゴルフ用品、禁煙パイポ等の禁煙関連商品、各種サプリメント等の健康食品、その他の健康関連商品の企画・開発・製造・販売及び輸出入
連絡先	連絡者 マルマン株式会社 財務経理チーム チーム長 中村 修 連絡場所 東京都千代田区外神田一丁目8番13号 NREG秋葉原ビル 電話番号 03 - 3526 - 9971
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

【所有株券等の数】

モーツァルト アドバイザーズ コリア リミテッド

(平成30年2月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	22,942 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益権証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	22,942		
所有株券等の合計数	22,942		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

マルマン株式会社

(平成30年2月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益権証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 対象者によれば、特別関係者である対象者は、平成29年12月31日現在、対象者株式425株を所有しているとのことですが、これらの株式は全て自己株式であるため、議決権は0個となります。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

取引内容

(単位：百万円)

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
製品の仕入	1,049	1,110	1,305
製品の販売			1
ロイヤリティの支払			20
資金の貸付		166	
資金の回収		366	
利息の受取	13	20	
債務保証		100	
第三者割当増資		365	

(注1) 本取引内容は対象者を相手方とする取引を記載しております。

(注2) 対象者からの製品の仕入及び対象者への製品の販売は市場価格に基づき、交渉の上決定しております。

(注3) 対象者へのロイヤリティの支払については、公開買付者及び対象者が協議の上決定した契約上の料率に基づき決定しております。

(注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

(注5) 平成28年9月期の債務保証は、対象者の短期借入につき、公開買付者にて債務保証を行ったものです。

(注6) 平成28年9月期の第三者割当増資は、対象者が行った増資を公開買付者が引き受けたものであります。発行価格は、市場価格を考慮して交渉の上で決定しております。

期末残高

(単位：百万円)

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
買掛金	390	482	329
短期貸付金	200		
未収金	13	33	

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成30年2月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、上記取締役会において、本公開買付価格が不合理なものではないと考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式をJASDAQにおいて売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、併せて決議したとのことです。なお、上記の対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない出席取締役(3名)全員の承認及び利害関係を有しない監査役(3名)全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高(千円)			
売上原価(千円)			
販売費及び一般管理費(千円)			
営業外収益(千円)			
営業外費用(千円)			
当期純利益(当期純損失)(千円)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益(円)			
1株当たり配当額(円)			
1株当たり純資産額(円)			

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所JASDAQスタンダード						
	平成29年8月	9月	10月	11月	12月	平成30年1月	2月
最高株価	273	239	275	270	227	243	219
最低株価	234	191	213	205	195	199	195

(注) 平成29年2月については、2月14日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)平成28年12月22日に関東財務局長に提出

事業年度 第18期(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)平成29年12月22日に関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月14日に関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

マルマン株式会社

(東京都千代田区外神田一丁目8番13号 NREG秋葉原ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

該当事項はありません。